

## 設置の趣旨等を記載した書類

奈良県立医科大学大学院 看護学研究科  
看護学専攻 博士後期課程

## 目 次

1	設置の趣旨及び必要性	
(1)	奈良県立医科大学の沿革	4
(2)	奈良県の保健医療の課題	4
(3)	社会的ニーズ	5
(4)	教育研究上の理念及び教育目的	5
(5)	ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	6
(6)	設置する分野の考え方	7
2	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	
(1)	研究科の名称	7
(2)	専攻の名称	7
(3)	課程の名称	7
(4)	学位の名称	8
(5)	当該名称とする理由	8
3	教育課程の編成の考え方及び特色	
(1)	教育課程の編成の考え方	8
(2)	教育課程の特色	9
4	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	
(1)	配当年次	11
(2)	履修指導の方法	11
(3)	研究指導の方法	12
(4)	修了要件	13
(5)	論文の審査及び最終試験	13
5	既設の修士課程との関係	
(1)	本学大学院看護学研究科修士課程の特色	15
(2)	修士課程と博士後期課程の関係	17
6	大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施	
(1)	修業年限	17
(2)	履修指導及び研究指導の方法	17
(3)	授業の実施方法	17
(4)	教員の負担の程度	17

(5) 図書館、情報処理室等の利用方法及び学生の厚生に対する配慮	18
(6) 入学者選抜の概要	19
(7) 必要とされる分野であること	19
(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況	19
7 入学者選抜の概要	
(1) 基本方針	19
(2) アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）	20
(3) 募集人員	20
(4) 出願資格	20
(5) 選抜方法	21
8 教員組織の編成の考え方及び特色	
(1) 教員組織の編成	21
(2) 教員の年齢構成	21
9 研究の実施についての考え方、体制、取組	
(1) 研究力向上支援センター	22
(2) 女性研究者・医師支援センター	22
(3) 教育研修体制	22
10 施設・設備等の整備計画	
(1) 大学院生の研究室	23
(2) 講義室及び実習室	23
(3) 図書館	23
(4) 新キャンパス	23
11 管理運営及び事務組織	
(1) 大学院看護学研究科博士後期課程委員会同運営委員会	24
(2) 教育研究審議会	24
12 自己点検・評価	25
13 認証評価	25
14 情報の公表	25
15 教育内容等の改善のための組織的な研修等	
(1) 教員評価	29
(2) ファカルティディベロップメント（FD）	29

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 奈良県立医科大学の沿革

平成8年度から地域医療の中核機関である奈良県立医科大学は、看護短期大学部を併設し、看護師及び助産師の養成を進めてきた。今後も引き続きその責務を果たし、さらに発展させていくには、豊かな人間性を育てる教育の強化を図るとともに、効率的なカリキュラムのもとで、看護学及び助産学の教育に保健学の分野も加えて教育し、専門教育をさらに充実させる必要がある。併せて、地域医療・福祉の向上に寄与するため、看護学の研究体制の充実強化も図る必要がある。

このような状況をふまえ、平成16年4月、奈良県立医科大学看護短期大学部看護学科（3年制課程）及び専攻科助産学専攻（1年課程）を統合発展させる形で、奈良県立医科大学医学部看護学科を設置した。

平成24年度には、奈良県立医科大学大学院看護学研究科修士課程を設立。高い倫理観や科学的思考力を育てると共に、学際的視野を広げ、看護学における研究課題を自発的・具体的に研究し、質の高い看護学を学習し、実践できる能力を養うことを目標としている。なお、本県にはそれまで看護学研究科はなく、奈良県では初めての看護学における大学院研究科であり、県内の看護学の教育・研究をリードする場となっている。また、加えて本学修士課程においては、専攻科助産学専攻（1年課程）を助産学実践コースとして設置し、高度な知識と技術を有し、高度な実践能力を持つ質の高い助産師を養成し、地域に輩出することを目指してきた。

平成28年度には、看護学科に在宅看護学を設置すると同時に、大学院看護学研究科修士課程にも在宅看護学を設置し、奈良県の地域包括ケアシステム体制を構築する人材を育てる教育を打ち立てた。さらに、奨学金制度を活用して、奈良県立医科大学（以後、奈良医大）、奈良医大附属病院、奈良県看護協会、在宅看護専門家のサポート連携体制の下、在宅看護のリーダーを育てる在宅看護特別教育プログラムを構築し、優秀な人材を育成している。プログラムには、看護学生、看護学大学院生ともに6年コースと4年コースがあり、いずれも、「Interest（おもしろい、興味・関心）」を引き出しながら、「在宅看護力」、最終的なアウトカムは「人間力」を高める教育を目指したプログラムである。

平成30年4月に看護学コースに、高度な知識と技術を有する看護師の養成を目指すべく高度実践看護師教育課程（クリティカルケア看護分野）及び周麻酔期看護師教育課程を設置した。さらに、近年の高度化、複雑化する医療情勢において、がんは今や2人に1人が罹患する疾患となり、患者や家族への看護においては、高度な専門知識に基づいた判断能力、技術、態度及び高い倫理観が求められていることや都道府県がん診療連携拠点病院である附属病院における看護機能を高めるために、がん看護分野を令和2年4月に設置した。修士課程開設から13年が経過し、87名の修了生を輩出している。この修了生の研究・実践・教育力の発展を支援する必要がある。

### (2) 奈良県の保健医療の課題

近年、医療の進歩とともに看護学の進歩も著しく、看護領域が高度専門化され、専門看護師、認定看護師、特定行為研修を受けた看護師などが養成されてきている。この看護学の進歩に対応できる人材の育成が必要である。また同時に細分化、専門化するほどこれらの領域を有機的につなげ、さらに他の職種との連携においてもリーダーとして活躍できる能力を有する看護職者の養成が必要となってきている。

また、本県の特徴として、大阪経済圏に距離的に近い北部の都会型の環境と、へき地が多く存在する南部の過疎地型の環境が共存しており、地域によるニーズの違いも生じている。このような状

況の中で保健・医療・福祉に関する様々な問題に対して、的確な対応ができる高度な専門的知識・技術を有する看護職者の育成が重要な課題となってきた。

なお、へき地が本県の67%を占めており、へき地を中心とした地域医療対策が急務となっている。医師の確保が困難な状況においてはへき地住民の健康を維持し、疾病予防や医療相談を受けられる保健師や助産師、看護師が必要であり、高度な実践能力を有する看護職者およびその看護職者を指導する教育者の育成が重要となっている。

### (3) 社会的ニーズ

日本において、看護系大学の教員の不足が深刻化している。ひとつは、各大学の教員定員数の削減もあるが、教員になる者の不足も原因である。一般社団法人日本看護系大学協議会及び一般社団法人日本私立看護系大学協会が実施した看護系大学（国公私立）教員数に関する調査結果（2021）によると、回答した203校のうち80.8%（164校）が過去6年間に、当該年度の4月1日時点で教員定数を充足できなかったと回答している。最も多かった理由が、「募集をしたが、条件に合う人の応募がなかった」123件、次いで「募集をしたが、応募がなかった」92件であった<sup>1</sup>。教員の募集を行っても、教員になりたいと考える者が不足しているということが現状である。また、同じく日本看護系大学協議会及び日本私立看護系大学協会が実施した看護系大学に関する実態調査（2022）における2021年度の最上位取得学位名称別の教員数によると、回答した289課程の全教員9,301名のうち博士の学位を有している者は37.4%（3,471名）であり、さらに、看護系（看護学及び保健学）の学位を有している者に限ると、全教員の25%（2,342名）に留まっている<sup>2</sup>。このような背景から、教育・研究を行う看護系大学教員を輩出するために、看護学を専門とする博士課程の開設は急務である。また、奈良県内においても、看護学を専門とする博士課程は、開設されておらず、奈良県内唯一の看護系の公立大学法人である本学が、博士課程を開設し、研究者・教育者を育成・輩出すること、さらには研究者・教育者の質の向上は責務であると考え。

少子・超高齢・多死社会において、人々の医療・介護ニーズは増大し、多様化・複雑化しているといわれる。この状況において看護職者は、健康の維持・増進、疾病の予防から始まり、病気や障害を抱えながら生活し人生を全うするまでの人々をケアする責務があり、高度な看護実践能力が求められている。そのための実践者の育成も責務であると考え。

### (4) 教育研究上の理念及び教育目的

本学の理念である「本学は、医学、看護学およびこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学および看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念とする。」と教育の理念である「豊かな人間性に基づいた高い倫理観と旺盛な科学的探究心を備え、患者・医療関係者、地域や海外の人々と温かい心で積極的に交流し、生涯にわたり最善の医療提供を実践し続けようとする強い意志を持った医療人の育成を目指します。」に基づき、社会的ニーズ、奈良県の保健医療の課題を解決すべく博士後期

---

<sup>1</sup> 一般社団法人日本看護系大学協議会、一般社団法人日本私立看護系大学協会。"DBreport2 看護系大学（国公私立）教員数に関する調査結果". 一般社団法人日本看護系大学協議会. 2022-11, <https://doi.org/10.32283/rep.8af48cad>, (参照 2023-02)

<sup>2</sup> 一般社団法人日本看護系大学協議会、一般社団法人日本私立看護系大学協会。"日本看護系大学協議会 2021 年度事業活動報告書". 一般社団法人日本看護系大学協議会. 2022-06, <https://doi.org/10.32283/rep.a7b6f69e>, (参照 2023-02)

課程で求められる教育者及び研究者の育成を視野に、以下の博士後期課程の教育研究上の理念及び教育目的を策定した。

教育研究上の理念では、博士後期課程に求める実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成をめざす。

また、教育目的は、養成する人材として、看護学の発展を牽引できる人材を育成すること、研究者・教育者の育成として、国際的視野を併せ持ち幅広く看護学を探究できる研究者・教育者を育成すること、また、社会貢献として地域・社会に展開できる人材を育成することの3つの柱で構成する。

ここでいう教育者とは、次世代を育てる教育力をもつ者をさし、看護基礎教育に従事する教員のみならずキャリア開発、看護実践の指導、実践の場で行われる研究活動を支援・指導する指導者をいう。

〈教育研究上の理念〉

豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門分化および多様化していく医療に要求される学識を有し、実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成をめざす。

〈教育目的〉

- 1 優秀かつ柔軟な資質を併せもち、生涯にわたって自ら学び、看護学の発展を牽引できる人材を育成する。
- 2 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究できる研究者・教育者を育成する。
- 3 人間性豊かな高い倫理観に基づいた高度な看護実践能力と創造的な研究能力をもって地域・社会に展開できる人材を育成する。

#### (5) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

資料1「看護学研究科博士後期課程教育研究上の理念、教育目的及び3つのポリシーの関連図」に示すとおり、本博士後期課程の教育研究上の理念及び教育目的に基づき、以下のディプロマ・ポリシーを策定する。

ディプロマ・ポリシーの各項目については、DP1が教育目的1に対応し、看護学の発展を牽引できる能力を、DP2が教育目的2に対応し、国際的視野を併せ持ち幅広く看護学を探究できる研究及び教育をできる能力を、DP3が教育目的3に対応し、社会貢献として地域・社会に展開できる能力をそれぞれ修了時に求める能力として定めている。

〈ディプロマ・ポリシー〉

看護学研究科博士後期課程においては、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

- 1 高度化・専門分化及び多様化していく医療に要求される学識を有し、看護学の発展を牽引できる能力を修得している（DP1）。
- 2 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究し、自立して研究及び教育を行うことができる能力を修得している（DP2）。

3 豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観に基づき、創造的な研究を行い、看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を修得している (DP3)。

## (6) 設置する分野の考え方

本博士後期課程は、既存の修士課程の12領域のうち11領域を統合・再編のうえ、生涯発達看護学分野と療養・生活支援看護学分野の2つの分野で構成する。

修士課程においては、本県の地勢的な特徴や少子・高齢化に関する特徴及び高度機能病院を附属病院に持つということを鑑み、地域に居住する住民の疾病予防や健康維持・増進を担う高度な実践能力を有する看護職の育成を目指してきた。しかし、少子・高齢化は加速し、少子・超高齢化、多死社会が到来している。このことへの保健医療対策は本県のみならず我が国の課題である。人々の健康課題は複雑になり、求められる支援は多様化している。様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人の、ライフサイクルに応じた、しかも、より個別性を見据えた、健康回復・維持・増進に関する方策が求められている。そのためには、修士課程を発展させ、より高度で専門性の高い研究者・教育者の育成が必須である。それに対応するため、人間の存在に対する深い理解を基盤に看護を探究する分野と人々の生活を基盤に高度な専門性と実践を探究する分野を設け、看護を実践・研究・教育することのできる人材の育成を目指す。

生涯発達看護学分野は、人間を「生涯発達し続ける存在」という観点からとらえ、受胎から死に至るまでの人間の発達段階及び発達課題を理解し健康と生活を統合的に追求する看護学分野である。人々の発達や課題、老いや障害とともに生活する人々の健康状態・生活行動からその特性や課題を明らかにする。また、その特性や課題と少子・超高齢化との関連や影響を考慮し支援方法・方策を検討することで看護を探究する。そのために既存の発達段階に沿った女性健康・助産学、小児看護学、高齢者看護学、に加え健康科学（心と脳の発達学）、発達課題と関連の深い精神看護学、家族・集団・地域を対象とする公衆衛生看護学を統合して構成する。

療養・生活支援看護学分野は、人々が生活する場にとらわれず、病状の回復・安定と療養生活の質の維持向上を支援する看護を探究する分野である。健康障害や治療により生活に様々な影響を受けながら療養する人々を専門的知識をもとに論理的に理解したうえで、課題や苦痛を考察し、療養者やその家族に対してQOL（生活の質）の視点に立ち、高度な専門的知識・技術を有する看護実践を検討することで看護を探究する。そのために、看護実践応用学、がん看護学、在宅看護学、基礎看護学に加え、生命維持および心身の健康に不可欠である健康科学（睡眠学）を統合し構成した。

## 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### (1) 研究科の名称

奈良県立医科大学看護学研究科

(英訳名称) Graduate School of Nursing

### (2) 専攻の名称

看護学専攻

(英訳名称) Science in Nursing

### (3) 課程の名称

博士後期課程

(英訳名称) Doctor course

#### (4) 学位の名称

博士（看護学）

（英訳名称） Doctor of Philosophy in Nursing Science

#### (5) 当該名称とする理由

奈良県立医科大学では、平成 16 年に医学部看護学科を開設し、平成 24 年に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設した。

本学修士課程は、実践科学としての看護学を探究する高度な実践能力と基礎的な研究能力を有する看護職者の育成を理念とし、12 領域で構成している。本修士課程の上位に位置する博士後期課程は、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成を理念とし、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野の 2 分野で構成する。研究科、専攻、課程及び学位の名称は、既存の学科及び修士課程と同様に看護学を主としたものであるから、(1) ～ (4) に記載した名称とする。

また、本課程の開設に併せて、既存の修士課程を博士前期課程に名称変更し、前期 2 年、後期 3 年に区分した博士課程とする。

### 3 教育課程の編成の考え方及び特色

#### (1) 教育課程の編成の考え方

博士後期課程では、資料 1「看護学研究科博士後期課程教育研究上の理念、教育目的及び 3 つのポリシーの関連図」に示すとおり、「1 設置の趣旨及び必要性」に記載した教育研究上の理念及び教育目的を達成するために、同じく「1 設置の趣旨及び必要性」に記載したディプロマ・ポリシーに示す能力の修得ができる教育を行う。本教育は、以下の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程を編成する。

カリキュラム・ポリシーは、前段部分でカリキュラムの全体方針を示し、カリキュラムの教育課程・内容の編成（CP1～5）、教育方法及び教育評価で構成する。CP1 は、人々の健康課題が複雑になり、求められる支援が多様化している現状に対応するため、本課程に生涯発達看護学分野と療養・生活支援看護学分野の 2 つの分野を設けること、また、2 つの各分野で探究する内容を定める。CP2 は、教育課程の編成について、共通科目、専門科目及び研究科目の 3 つの区分を設け、専門科目及び研究科目に 2 つの分野を配置することを定める。CP3 は、共通科目について、2 つの必修科目及び 4 つの選択科目の各科目で養成する DP の能力を定める。CP4 は、専門科目について、2 つの分野の特論及び演習で養成する DP の能力を定める。CP5 は、研究科目について、2 つの分野の特別研究で養成する DP の能力を定める。教育方法は、授業形態及び主体的な学習を推進するための学習方法の提供について定め、教育評価は、各授業の評価方法を定める。

〈カリキュラム・ポリシー〉

教育理念・目的に基づき、豊かな感性、人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化、専門分化および多様化していく医療に要求される学識を修得、発展させながら、実践科学としての看護学の深奥を極め、自立して研究を行うに必要な、高度な能力を育成するために 2 つの分野を設けカリキュラムを配置する。

1 様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人のライフサイクルに応じ、より個別性を

見据えた健康回復・維持・増進に対応するため、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を設ける。生涯発達看護学分野は、発達し続ける人間の存在に対する深い理解を基盤に看護を探究する分野であり、療養・生活支援看護学分野は、人々の生活を基盤に高度な専門性と実践を探究する分野である。

- 2 系統的・段階的に学修できるよう、教育課程では共通科目、専門科目及び研究科目の3つの区分を設け、専門科目及び研究科目に生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を配置する。
- 3 共通科目は、必修科目として、実践科学としての看護学の学識を深めるため看護の理論と概念を配置し、研究遂行の基盤を養うため看護学研究法を配置する。  
また、選択科目として、高度な病態生理学的思考を養うため看護病態学を、国際的な発信力を養うためアカデミックライティングを、地域及び国際社会に活用可能なケアシステムを創造する能力を養うため看護ケアシステム開発を、生涯教育としての教育のあり方を探究する能力を養うため看護人材育成論を配置する。
- 4 専門科目は、看護学の発展に寄与する創造的な研究課題を導き出し、研究に取り組む能力を養うため分野ごとに特論を配置し、医療、看護に関する深い学識と幅広い視野から自立して研究及び教育を行う能力を養うため分野ごとに演習を配置する。
- 5 研究科目は、高度専門職業人及び研究者としての高い倫理感と、創造的な研究を看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を養うため分野ごとに特別研究を配置する。

#### [教育方法]

授業形態は講義・演習とし、主体的な学習を推進するために、アクティブラーニングを基本とする多様な学修方法の提供を行う。

#### [教育評価]

学習成果は、授業における授業貢献度、課題、レポート、プレゼンテーション、ディスカッション、中間報告会及び研究成果等で総合的に評価する。

## (2) 教育課程の特色

博士後期課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、共通科目、専門科目及び研究科目の3つの区分を設け、教育課程を編成する。各区分及び各科目の構造及び関連は、資料2「看護学研究科博士後期課程カリキュラム・科目構造と関連図」に示すとおり、共通科目に配置する必修科目によって看護の概念や探究する能力を土台としたうえで、学生の関心や進路、看護実践及び看護の発展を担うための基盤となる能力の修得につながる選択科目を配置し、各分野において、専門科目の特論から演習、研究科目の特別研究と関連し、発展していくカリキュラムである。

科目とディプロマ・ポリシーの関係については、資料3「看護学研究科博士後期課程カリキュラムマップ」に示し、各区分に応じて、以下①～③のとおり各科目の内容及び修得する能力を説明する。

### ① 共通科目

共通科目は、必修科目2科目、選択科目4科目を1年次科目とし、各1単位15時間の履修とする。必修科目は、学位論文を記載するうえで基本となる科目であり、研究を遂行するための知

識を修得することを目的とする。

また、選択科目を4科目配置することで、学生にとって自身の研究や進路に関わる科目を自由度が高く選ぶことができる。

看護学研究法は、DP2、3の能力の修得を目指す科目である。修士課程で修得した看護研究方法や倫理観を発展させ、看護における研究の意義と特徴を理解し、研究における理論・概念枠組みおよび倫理枠組みの重要性、研究デザイン（量的研究・質的研究・看護における実験研究）と方法について理解を深める。それらのことから、自立した研究活動を目指す研究者としての責任や研究倫理を養う。また、国際的な研究の動向を把握し国際的視野を取り入れた研究課題について探究する。本学で計画されている研究に関する教育研修（資料4「教育研修（トピックス編）年間計画」）へ参加することで、研究方法・研究倫理の理解を深化させることができる。

看護の理論と概念は、DP1の能力の修得を目指す科目である。社会背景やニーズの変化に対応して発展してきた看護や看護の理論を理解し活用するために理論の構成を理解する。そのために必要な理論の分析方法、理論構築の方法を検討し、概念を明確化し分析する力を養う。そのうえで、今後の看護の発展について探究する。

以上の共通科目については、学生の興味・関心に合わせ柔軟に対応し、研究方法や関連する理論について、外部講師を招き特別講演を開催することとする。

看護病態学は、DP1の能力の修得を目指す科目であり、代表的な疾患の病態生理を、深く専門的に学習し看護学の視点と統合させることで、柔軟で高度な病態生理学的思考過程を創生する。また、多様な患者を論理的に理解し探究できる力を養う。

看護ケアシステム開発は、DP1、3の能力の修得を目指す科目であり、健康生活および人生の最終段階における生活の支援プロセス、生活の質に影響を与える要因、Patient Centered Careの視点で意思決定を支えるための組織・地域のあり方や体制構築、援助者の質の向上をめざした医療従事者への教育プログラム開発を探究する。これらの学修から、創造的な研究能力と地域・社会に展開できる能力を養う。

アカデミックライティングは、DP2の能力の修得を目指す科目であり、論文の構造、文章の構成、文法やスタイル、引用の方法などを学びアカデミックライティングの技術を身に付ける。これらの学習を通して論理的な思考を養い学術的なコミュニケーションへの参加等の国際的な発信力、国際的視野から看護学を探究する能力を養う。

看護人材育成論は、DP1、2の能力の修得を目指す科目であり、看護教育が社会のニーズに合わせて変化していることを理解したうえで、看護教育を基礎教育、継続教育という側面からとらえ、キャリア開発、生涯教育としてのあり方や課題を探究することで、自立して教育を行うことができる能力を養う。

## ② 専門科目

専門科目は、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野に、それぞれ特論と演習を1年次の必修科目とし、各2単位とし、特論は30時間、演習は60時間の履修とする。

生涯発達看護学分野特論は、DP1の能力の修得を目指す科目であり、生涯発達看護学及び学生が選択した看護学（女性健康・助産学、小児看護学、高齢者看護学、健康科学（心と脳の発達学）、精神看護学、公衆衛生看護学）の根幹となる考え方、最新の知見、用いる理論の傾向を概観し看護学の発展と、その役割について検討する。

生涯発達看護学分野演習は、DP2の能力の修得を目指す科目であり、学生が自己の関心のある

現象や研究課題の焦点化を図ることを目的とした科目であり演習科目として開講する。各看護学における研究の動向を広く把握し研究方法を批判的にとらえ実施につながる研究方法を検討する。そのために領域を超えた同分野の教員（副指導教員に限定しない）と研究の動向や方法を共有・検討することを推奨する。

療養・生活支援看護学分野特論は、DP1 の能力の修得を目指す科目であり、療養生活看護学及び学生が選択した各看護学（看護実践応用学、がん看護学、在宅看護学、基礎看護学、健康科学（睡眠学））の根幹となる考え方、最新の知見、用いる理論の傾向を概観し看護学の発展とその役割について検討する。

療養・生活支援看護学分野演習は、DP2 の能力の修得を目指す科目であり、学生が自己の関心のある現象や研究課題の焦点化を図ることを目的とした科目であり演習科目として開講する。各看護学における研究の動向を広く把握し研究方法を批判的にとらえ実施につながる研究方法を検討する。そのために領域を超えた同分野の教員（副指導教員に限定しない）と研究の動向や方法を共有・検討することを推奨する。

### ③ 研究科目

研究科目は、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野に、特別研究を配置し、2～3年次の必修科目、各6単位180時間の履修とする。

特別研究は、DP1、2、3 の能力の修得を目指す科目であり、研究の基盤となる概念枠組みや研究の基盤を明確にし、研究倫理に基づき研究課題、研究目的、研究方法を明確にする。選択した研究方法に即したデータ収集・分析・考察の研究プロセスを修得する。

## 4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（資料5「看護学研究科博士後期課程時間割」）

（資料6「奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程履修要項」参照）

### （1）配当年次

生涯発達看護学分野、療養・生活支援看護学分野の両分野に必要な科目を共通科目とし、必修2科目、選択4科目を配置する。

「看護学研究法」はDP2及びDP3、「看護の理論と概念」はDP1の能力の修得を目的とした基礎的な科目であるため、1年次前期又は後期に必修科目として配置する。

また、学生の関心や進路、看護実践及び看護の発展を担うための基盤となる能力を修得する機会を提供するため、「看護病態学」、「看護ケアシステム開発」、「アカデミックライティング」、「看護人材育成論」を1年次通年で選択科目として配置する。

生涯発達看護学分野の「生涯発達看護学分野特論」及び「生涯発達看護学分野演習」、療養・生活支援看護学分野の「療養・生活支援看護学分野特論」及び「療養・生活支援看護学分野演習」は、専門領域におけるDP1及びDP2の能力の修得を目的とした基盤となる科目であるため、それぞれ必修科目として1年次通年で配置する。

1年次の共通科目でDP1～3の能力を修得するための基礎となる知識を修得し、1年次の専門科目で専門領域におけるDP1及びDP2の能力の基盤を形成した後、2～3年次でDP1～3の能力の修得ができるよう「生涯発達看護学分野特別研究」、「療養・生活支援看護学分野特別研究」を2～3年次通年の必修科目として配置する。

### （2）履修指導の方法

指導教員は、共通科目の必修科目 2 単位、選択科目 1 単位、専門科目 4 単位、特別研究 6 単位の合計 13 単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けて学位論文を作成することができるよう指導を行う。2 分野それぞれの履修モデルは資料 7「看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル」のとおりであり、学生はこのモデルに沿って、入学後のオリエンテーション及び入学後に指導教員と相談のうえ、履修科目を決定する。

共通科目の選択科目は、4 科目から 1 科目以上を選択し履修する。指導教員は、学位論文の作成や卒業時の進路等の学生が求め、必要とする能力を見出し、適切な科目を履修できるよう助言を行う。

### (3) 研究指導の方法

#### ① 研究指導教員及び副指導教員の決定

研究指導は、指導教員 1 名、副指導教員 2 名の計 3 名体制で行い、指導教員は研究指導教員の身分を持つもの、副指導教員は 2 名のうちいずれか 1 名は研究指導教員の身分を持つものとする。指導教員は、学生の研究テーマに応じて、研究の計画の立案から論文作成までの過程の指導を主として担当する。副指導教員は、研究指導の補助を担当する。なお、学生が研究テーマに即した研究計画を立案する段階で、研究内容を理解し、研究指導を補助できるよう、当該学生と同じ分野の中から 1 名、客観的な立場から研究方法等に指導を行うことができるよう、当該学生と異なる分野の中から 1 名とする。

主として担当する指導教員は、学生の入学前から決定を行う。受験希望者は、出願前に自身の研究テーマが博士後期課程に入学し、研究指導を受けることができるか事前に確認する必要があるため、本課程の募集要項に、2 分野の各専門領域の研究指導教員及び講義等の内容を記載することで、受験希望者が事前に確認することができるようにすると共に、受験に際して、事前相談することを募集要項に明記する。相談があった指導教員は、受験希望者の研究テーマに基づき、入学後の研究指導の進め方を具体的に提示する。また、学生が入学後の学習の進め方やスケジュールを認識できるように、本課程の教育課程、教育方法や履修方法等についても説明を行う。当初の指導教員と相談後、受験希望者が考える研究テーマと当該教員の研究指導内容が合致しない場合は、本課程内で他の研究指導教員が研究指導することが可能であるかを確認し、紹介をする等柔軟な対応を行う。

副指導教員 2 名は、学生の入学後に決定する。

#### ② 研究指導及び論文作成のスケジュール（資料 8「履修及び論文作成のプロセス」参照）

1 年次は、「① 指導教員及び副指導教員の決定」に記載した指導教員と副指導教員の指導の下、研究計画書を作成する。学生は、基本となる共通科目並びに専門科目である各分野の特論及び演習を履修することと並行して、9 月から研究計画書の作成を開始する。入学前から実施している研究や入学後に研究テーマに沿って新たに設定した研究等、学生によって進捗度合が異なることから、9～2 月の期間で、研究計画報告会を実施する。研究計画報告会では、学生が研究計画書を指導教員及び副指導教員の前で報告し、指導教員及び副指導教員から指導及び助言を受け、計画書のブラッシュアップを図る。研究計画報告会后、学生は計画書を修正し、人を対象とする研究については、当該審査を行う本学の医の倫理審査委員会の審査を受け、承認後、研究を開始する。

2 年次は、1 年次に作成した研究計画書に基づき、研究を継続して実施し、研究科目の各分野の特別研究において、指導教員から研究内容の指導を受ける。9 月又は 2 月のどちらか一方で、中

間報告会を実施する。報告会は、研究の進捗状況を本課程の研究指導教員及び学生に発表を行い、発表者の指導教員だけでなく、その他の指導教員から指導及び助言を得る機会を設け、今後の研究に修正等の必要がないか進捗確認を行う。報告会後は、報告会での指導及び助言を踏まえて、指導教員及び副指導教員と相談し、研究活動を行う。

3年次は、2年次までの研究活動を踏まえて、学位請求論文の作成を開始する。研究指導教員及び2名の副指導教員は、1月の学位申請に向けて研究データの分析や研究成果をまとめ方等の指導を行う。

#### (4) 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、主科目10単位以上、その他の科目3単位以上、合計13単位以上単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

#### (5) 論文の審査及び最終試験

(資料9「奈良県立医科大学学位規則」参照)

(資料10「奈良県立医科大学大学院看護学研究科学位審査に関する内規」参照)

##### ① 資格要件

以下2点のどちらかの要件を満たした者で、資格審査は大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会で行う。

- ・博士後期課程に在学し、「(4) 修了要件」に記載の必要単位を取得済みまたは取得見込みの者
- ・博士後期課程に3年以上在学し、学位未取得で「(4) 修了要件」に記載の必要単位のみ取得して退学した者で、退学後3年以内の者

##### ② 学位論文の要件

- ・専門学術誌に受理又は掲載された英語原著論文であること。

ただし、日本学術会議に学術団体登録されている団体の学会誌に原著として受理又は掲載された論文であれば、和文論文も可とする。

##### ③ 予備審査

「②学位論文の要件」は、大学院看護学研究科博士後期課程委員会で行う予備審査で、学位請求論文の受理の可否を決定する。

##### ④ 審査体制

学位請求論文を審査する審査委員会は、3名で構成し、「③予備審査」で学位請求者の研究指導教員が推薦し、承認を得る必要がある。審査委員は、看護学研究科の研究指導教員とする。ただし、学位請求者の研究指導教員を除き、学位請求論文の共著者はなることができない。また、審査委員3名のうち、1名が審査委員長となり、学位請求者とは異なる分野に所属する専任教授が務める。

##### ⑤ 学位公聴会

学位請求者は、審査委員長を含む審査委員3名と博士後期課程の研究指導教員の前で、学位請求論文の内容について、口頭でプレゼンテーションを行い、最終試験を受ける。

##### ⑥ 最終試験

最終試験は、学位論文を中心とし、これに関する科目について行う。この試験は口頭試問とするが、筆記試験を併せて行うことができる。

##### ⑦ 学位請求論文の評価の視点

学生請求論文の評価の視点は、以下の6点であり、本視点の公表は、教育要項に記載すると伴

に、大学のホームページで本要項を掲載する。

一 研究課題

文献検討が充分になされ、研究課題は明確に定まっているか。

二 研究方法の選定

研究対象の選定、研究デザインは適切に選択されているか。

三 倫理的配慮

研究デザインに添った倫理的配慮がなされているか。

四 研究データの収集

課題に対するデータ収集が適切になされているか。

五 結果とその解釈および研究の発表

- ・研究課題に対する答え、あるいは仮説の検定結果を示し、結果の意味や意義を解釈する考察が示されているか。
- ・研究は独創的思考に基づいているか。研究の発展性もしくは今後の課題は示されているか。看護学研究への貢献が期待できるものであるか。

六 研究者としての能力

研究遂行能力及び論文作成能力において、自立した研究者たる能力を持ち合わせているか。

⑧ 審査委員会

公聴会後、審査委員会を開催し、学位論文及び最終試験の審査を行う。「⑥学生請求論文の評価の視点」に基づき、審査委員3名のうち2名以上が適と判断した場合、審査委員長は、審査結果と理由を記載した審査要旨を作成する。

⑨ 本審査

審査委員長は、審査要旨を大学院看護学研究科博士後期課程委員会で報告し、出席する委員は、当該報告及び「⑥学生請求論文の評価の視点」に基づき審査を行い、委員の3分の2以上の賛成によって学位授与の可否を決定する。

なお、学位授与の可否決定後、学長へ報告を行う。

⑩ 学位論文の公表方法

本審査で学位の授与が決定し、学位を授与した際は、文部科学省学位規程第8条に従い、学位授与日から3か月以内に、当該学位論文の論文内容の要旨及び審査要旨を本学附属図書館が運用する奈良県立医科大学機関リポジトリ (Global Institutional repository of Nara Medical University (以下「GINMU」という。)) で公開する。

また、学位授与者は、文部科学省学位規程第9条に従い、学位授与日から1年以内に、当該学位論文の全文をGINMUに登録し、公開する。公表について、やむを得ない事由がある場合は、学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表する。

⑪ 審査の透明性、厳格性及び客観性

学位請求論文の審査を行う審査委員会の委員3名のうち2名は、学位請求者の指導に直接関わっていない研究指導教員であり、審査の可否は、審査委員会の3分2以上が適と判断する。また、審査委員会の委員長は、異なる分野に所属する専任教授が務め、学位授与の可否は、大学院看護学研究科博士後期課程委員会の3分の2の承認をもって決定することから厳格性及び客観性を担保する。透明性の観点からは、学位請求論文の口頭試問は、審査委員、大学院看護学研究科博士後期課程委員会委員及び学生の前で実施することで担保する。

## ⑫ 研究の倫理審査体制

### 1) 医の倫理審査委員会（資料 11「奈良県立医科大学医の倫理審査委員会規程」参照）

本学において、人を対象とする生命科学・医学系研究及び医療行為等が、ヘルシンキ宣言及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針を含む国等の指針等に基づき行われることを目的として、医の倫理審査委員会を設置する。委員会は、医の倫理の在り方に関する基本的事項について調査審議するとともに、本学の研究者から申請された研究等の実施計画について、指針等に基づき、倫理的観点及び科学的観点から審査を行う。委員会は、以下の委員をもって組織する。

- 1 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- 2 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- 3 一般の立場から意見を述べることができる者
- 4 基礎教育部長
- 5 看護教育部長

### 2) 研究倫理に関する教育・研修

研究に関わる者は、毎年度 1 回以上の研究倫理に関する講習会の受講を必須としている。講習会は、本学臨床研究センターが開催するもの又は国立がん研究センターが提供している教育プログラム「ICR 臨床研究入門（略称：ICRweb）」である。

### 3) 申請方法（資料 12「申請準備から許可（研究開始）までのフロー（一括審査以外）」参照）

CT-Portal（治験・臨床研究支援クラウドサービス）に有効期限内の倫理講習会受講歴を登録し、資料 13「新規申請時 提出書類」に定める資料を作成する。CT-Portal を用いて、新規申請の手続きを行い、事務局による申請書類等の確認後、受理される。研究の内容によって、対面又は WEB 形式での審査か書面審査を医の倫理審査委員会が行い、承認後、当該研究の実施が可能となる。

## 5 既設の修士課程との関係

### (1) 本学大学院看護学研究科修士課程の特色

本修士課程は、看護学コース及び助産学実践コースを置き、各コースの特色は以下のとおりである。

#### ① 看護学コース

本県の地勢的な特徴や少子・高齢化に関する特徴及び高度機能病院を附属病院に持つということを鑑み、地域に居住する住民の疾病予防や健康維持・増進を担う高度な実践能力を有する看護職の育成を目指す。地域色の濃い医療の提供に関しては、海外、特にアメリカ等では“ルーラルナーシング（田舎又はへき地看護）”と位置づけており、都市部の看護活動とは違った課題を有している。本来のルーラルナーシング（以後 RN と略す。）は、一定地域内に居住する人口を指標としているが、本県においては中山間・山間地域が RN 該当地域と考えられる。RN の看護師の担う役割は、少ない人数で救急から慢性疾患及び在宅等に関する、あらゆる医療業務を行うこと、保健福祉サービスの業務、介護的業務も担うことが明らかにされている。RN の看護師は、いわゆる「あらゆる看護場面に対応できるジェネラリスト」であり、医療の受給者からは「地域性を熟知した上で対応してくれる専門職」の期待を背負っている。いわゆるジェネラリストであるが専門職でもあるという両方の養成が望まれているという現状がある。

また看護職者は医療チームとして他職種と関わり、地域住民の健康状況や健康問題への支援の必要性を適切に判断し、主体的・創造的にケアを提供する役割が求められる。言いかえれば、様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人の、ライフサイクルに応じた、しかも、より個性を見据えた、健康回復・維持・増進に関する方法論の構築である。そのためには、人間の存在に対する深い理解と生命の尊厳に基づくヒューマンケアリングの実践家として、広い視野から学識を修め、理論と実践を統合する自立した実践者としてリフレクティブな看護を実践・研究・教育することのできる人材の育成を目的とする。

そして、平成 30 年 4 月に高度実践機能を有する看護師を養成するために高度実践コースを設置し、その中に日本看護系大学協議会（以下、「JANPU」という。）が認定する高度実践看護師教育課程（クリティカルケア看護分野）と本学認定の周麻酔期看護師教育課程を開設し、続いて令和 2 年に高度実践看護師教育課程（がん看護分野）の設置を完了した。JANPU の高度実践看護師教育課程には、専門看護師教育課程とナースプラクティショナー教育課程があるが、本学では専門看護師教育課程のみ設置している。

専門看護師制度は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかることを目的としている。専門看護師は、専門看護分野において「実践」「相談」「調整」「倫理調整」「教育」「研究」の 6 つの役割を担っている。看護専門分野は 14 分野が特定されているが、本学においてはそのうちの 2 分野「クリティカルケア看護分野」および「がん看護分野」の教育課程の認定を受けている。「クリティカルケア看護分野」の特徴は、緊急度や重症度の高い患者に対して集中的な看護を提供し、患者本人とその家族の支援、医療スタッフ間の調整などを行い、最善の医療が提供されるよう支援することである。また「がん看護分野」の特徴は、がん患者の身体的・精神的な苦痛を理解し、患者やその家族に対して QOL（生活の質）の視点に立った水準の高い看護を提供することである。

また、周麻酔期看護師教育課程は、麻酔科の医学的知識を集中的に学び、看護師として麻酔科医と協働して患者の麻酔管理を行う周麻酔期看護師を養成する課程である。看護学を基盤とし、麻酔学をはじめ薬理学、生理学、解剖学などの深い専門知識と高い麻酔管理技術により周麻酔期における包括的ケアを実践していく新しい分野である。手術室のみならず、術前・術後はもちろんのこと麻薬・鎮痛薬を使用する検査、救急医療、緩和医療などさまざまな場面での活躍が期待される。

## ② 助産学実践コース

本学看護学科は、その前身である看護専門学校の助産学科として昭和 60 年から助産師の養成を行っている。その後、看護短期大学部専攻科助産学専攻を経て、平成 16 年に 4 年制大学になった後は統合カリキュラムの助産選択コースとして継続し、近畿圏内における助産師養成は、数としての需給見通しが立つようになってきた。しかしながら、周産期における課題は、家族形態の変化や女性の社会進出、少子高齢化、高齢出産、若年からの慢性疾患罹患、性の商品化による若年者の性の問題等様々な様相を呈している。そのため、従来の妊娠・出産に関する看護ではカバーできにくいニーズも存在するようになってきた。平成 23 年、本学附属病院に正常産は助産師が中心になって継続的に関わり、リスクのある場合は産科医が医療対応するメディカルバースセンターが設置されたことから、母と子及び家族に対するケアの開発研究や高度な実践力を持ち、

他分野と協働しながら母子保健に貢献できる研究者・実践者の育成を目指すこととした。そのため、平成 24 年に看護学研究科修士課程に助産師国家試験受験資格を得ることができる助産学実践コースを開設した。

## (2) 修士課程と博士後期課程の関係 (資料 14「看護学研究科の関係図」参照)

修士課程は、健康科学(心と脳の発達学)、健康科学(睡眠学)、基礎看護学、看護実践応用学、がん看護学、高齢者看護学、小児看護学、女性健康・助産学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学及び周麻酔期看護学の 12 領域で構成する。

既存修士課程の上位に位置する博士後期課程は、豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化・専門分化および多様化していく医療に要求される学識を有し、実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な、高度な能力を有する人材の育成をめざす。この理念は、修士課程でめざす実践科学である看護学探究する看護職者の育成から、さらに発展させたものである。

また、博士後期課程は、修士課程の 12 領域のうち、11 領域を生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野の 2 分野に統合し、領域の垣根を超え、連携して教育を行う。

## 6 大学院設置基準第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

### (1) 修業年限

博士後期課程の修業年限は、3 年とするが、社会人の就学支援を目的とした長期履修制度(資料 15「奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程」)を導入する。本制度は、大学院設置基準 14 条に定める教育方法の特例に準じたものであり、奈良県立医科大学大学院学則第 29 条第 3 項に基づくものである。職業を有するものは、入学する前年度のうちに申請を行い、許可された場合は、就業年限を最大で 6 年まで延長することができる。

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

博士後期課程では、入学希望者は事前に自身の研究テーマと合致する研究指導教員と事前に面談することとしており、履修方法及び研究指導についても指導教員から説明を行う。入学前から、説明することで、学生が離職することなく修業できるように努める。

### (3) 授業の実施方法

博士後期課程の授業は、多くの授業科目を 18 時以降の夜間に開講し、一部の授業科目については、土曜日を開講することで、社会人が履修し易い時間割を設定する。また、入学定員を 1 学年 2 名としていることから、定められた時間割で履修できない学生については、教員と学生間で調整し、授業開講日を設定する。

また、学生は、法人が契約する Microsoft365 に無料で加入することができるため、遠方又は就業時間を理由に来学しての受講が困難である場合は、同遠隔会議システムの Teams を利用して、授業を行う。

### (4) 教員の負担の程度

博士後期課程の教育及び研究指導を担当する専任教員は、全員が本学医学部看護学科の専任教員であり、当該教員は業務の遂行の手段及び時間配分について、個人の裁量に委ねるものとし、その決定に関し、具体的な指示を与えないものとする裁量労働制を適用する職員である。本課程の教育及び研究指導についても、裁量労働制で当該業務に従事するものとするが、当該職員の健康及び福祉を確保するために、以下 2 点の措置を講じ、当該教員の負担が著しいものとならないようにする。

- ① 理事長は、適用職員の勤務時間の状況について、自己申告等の方法により、把握に努めるものとする。
- ② ①の結果に基づき、理事長は、必要に応じて産業医の意見を聴取したうえ、産業医の指導に基づき、保健指導等適用職員の健康と福祉を確保するための適切な措置を講ずるものとする。

#### (5) 図書館、情報処理室等の利用方法及び学生の厚生に対する配慮

##### ① 図書館及び情報処理室

本学は、附属図書館を完備し、図書館内には、図書や資料の閲覧が可能な座席を 160 席備え、主にグループで利用できるよう、ブルーレイ・DVD・ビデオプレーヤー (VHS)、プロジェクター、マイクを備えた視聴覚室、及び、個人でインターネット、DVD、CD 資料を視聴するためのパソコンを備えた視聴覚 PC ルームを設置している。また、デスクトップ PC を 18 台、貸出用のノート PC を 20 台、整備している。

図書館の入館及び図書の貸出は、学生証が IC カードとなり、利用可能となる。開館時間は以下の表のとおりである。

図書館の開館時間

開館日	有人 [通常サービス]	平日 (月～金曜日)	8 時 45 分～18 時 00 分 8 月 1 日～31 日及び 12 月 25 日～27 日は、 8 時 45 分～17 時 00 分
	無人 [スタッフ不在]	平日 (月曜日～金曜日)	8 時 00 分～8 時 45 分 18 時 00 分～24 時 00 分 8 月 1 日～31 日及び 12 月 25 日～27 日は、 17 時 00 分～24 時 00 分
		土曜日・日曜日・祝日 12 月 28 日～30 日 翌年 1 月 4 日～5 日	8 時 00 分～24 時 00 分
休館日	年末年始 (12 月 31 日～翌年 1 月 3 日) ※上記の開館日であっても入学試験日等で臨時休館の場合がある。		

また、看護学科棟 4 階に情報科学室に PC26 台、プリンター 2 台を整備し、入学時に配布する ID と PW で利用可能である。

##### ② 学生の厚生に対する配慮

本学は、毎年、学生に健康診断の受診を義務づけることで健康状況の確認を行い、社会人大学院生については、就業先の健康診断の受診結果を確認する。大学内に健康管理センターを設置し、学校医 (産業医)、看護師及び保健師を配置して、学生の健康管理を行っている。週に 1 度、臨床心理士によるカウンセリングも行っている。

また、進学、進級、卒業、修了、成績評価及び教育研究の指導を受ける際の取扱いにおける不利益や誹謗中傷を受けること等のハラスメントについては、公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (資料 16「公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」) 及び同運用 (資料 17「公立大学法人奈良県立医科大学におけ

るハラスメントの防止等に関する規程の運用について)に基づき、社会人大学院生だけでなく本学全体として予防対策をとっている。規程第4条に定めるハラスメント防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の役職員、学生等及び関係者が認識すべき事項についての指針に基づき、ハラスメントを行わないようにするために認識すべき事項及び就労上又は修学上の適正な環境を確保する。ハラスメントに関する苦情の申出及び相談があった際は、苦情相談を受ける役職員(医学部長、医学部学生支援委員会長、人事課長、教育支援課長及び看護部長)が相談を受け、事実関係の確認、当事者等への指導及び助言・要請等で当該問題を解決するように努める。役職員は、苦情相談について理事長へ報告し、理事長は必要と認めた場合、調査委員会を設置し、事実関係の調査を行う。役職員及び調査委員会からの報告に基づき、必要に応じてハラスメントを行った者に対して処分等を行うほか、問題の解決を図るため必要な措置を講ずることとしている。

## (6) 入学者選抜の概要

在職したまま入学を希望する社会人の受験希望者とその他の受験希望者を区別なく、入学者選抜を実施する。

## (7) 必要とされる分野であること

本博士後期課程は、既存の修士課程の12領域のうち11領域を統合・再編のうえ、生涯発達看護学分野と療養・生活支援看護学分野の2つの分野で構成する。

少子・超高齢化、多死社会が到来している。このことへの保健医療対策は本県のみならず我が国の課題である。人々の健康課題は複雑になり、求められる支援は多様化している。様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人のライフサイクルに応じ、より個別性を見据えた、健康回復・維持・増進に関する方策が求められている。そのため、人間の存在に対する深い理解を基盤に看護を探究する分野と人々の生活を基盤に高度な専門性と実践を探究する分野を設け、看護を実践・研究・教育することのできる人材の育成が求められている。

生涯発達看護学分野は、人間を「生涯発達し続ける存在」という観点からとらえ、受胎から死に至るまでの人間の発達段階及び発達課題を理解し健康と生活を統合的に追求する看護学分野である。人々の発達や課題、老いや障害とともに生活する人々の健康状態・生活行動からその特性や課題を明らかにする。また、その特性や課題と少子・超高齢化との関連や影響を考慮し支援方法・方策を検討することで看護を探究する。

療養・生活支援看護学分野は、人々が生活する場にとらわれず、病状の回復・安定と療養生活の質の維持向上を支援する看護を探究する分野である。健康障害や治療により生活に様々な影響を受けながら療養する人々を専門的知識をもとに論理的に理解したうえで、課題や苦痛を考察し、療養者やその家族に対してQOL(生活の質)の視点に立ち、高度な専門的知識・技術を有する看護実践を検討することで看護を探究する。

## (8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備状況

博士後期課程の教育及び研究指導は、社会人とその他の学生と区別なく本課程の専任教員が担当する。教員負担については、裁量労働制をとり、業務の遂行の手段及び時間配分について、個人の裁量に委ねるものとし、当該職員の健康及び福祉の確保に努める。

## 7 入学者選抜の概要

### (1) 基本方針

本課程は、実践科学としての看護学の深奥を究め、自立して研究・教育を行うに必要な高度な

能力を有し、修了後に看護学の発展を牽引し、国際的視野から幅広く看護学を探究できる研究者・教育者、また、地域・社会に展開できる人材の育成を目指して、下記（２）のとおり定めるアドミッション・ポリシーに基づき、公平・公正な入学者選抜を実施する。

## （２）アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

資料１「看護学研究科博士後期課程教育研究上の理念、教育目的及び３つのポリシーの関連図」に示すとおり、本課程の教育研究上の理念、教育目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者に求める能力として、以下のとおりアドミッション・ポリシーを定める。

各アドミッション・ポリシーの項目について、AP1はDP2に、AP2はDP1に、AP3はDP2に、AP4はDP1及びDP3に対応する。

- 1 豊かな感性・人間性と生命倫理や医療倫理を身につけている人（AP1）
- 2 看護学に対する深い関心があり、専攻する学問分野の専門知識と応用能力を身につけている人（AP2）
- 3 学際的・国際的視野を持ち、自ら進んで課題に取り組む意欲と探究心がある人（AP3）
- 4 看護学の教育、研究、実践の分野で地域社会に貢献する意志があり、牽引することができる人（AP4）

## （３）募集人員

本課程の教育内容、教員の指導体制、施設設備及び地域・社会の人材需要等を勘案して、募集人員は２名とする。なお、分野ごとの定員は設けない。

## （４）出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、又は次の各号のいずれかについて入学前年度までに該当する見込みの者とする。なお、出願にあたっては、自身の志望する専門領域の研究指導教員と事前相談を行う必要がある。

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - 1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、２年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - 2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、２年以上研究に従事した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑥ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者

と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

## (5) 選抜方法

入学者選抜は、アドミッション・ポリシー（以下「AP」とする。）に基づき、「学力試験（英語）」及び「口述試験・面接」の結果並びに出願書類等を総合的に判定し、実施する。

学力試験（英語）では、看護学に関する英文の読解・要約等の設問により、AP3「学際的・国際的視野を持ち、自ら進んで課題に取り組む意欲と探究心」を評価する。

また、口述試験では、修士論文の内容や研究計画に関するプレゼンテーションと質疑応答により、AP2「看護学に対する深い関心があり、専攻する学問分野の専門知識と応用能力を身につけている」人物であるかを評価する。

さらに、面接試験により、AP1「豊かな感性・人間性と生命倫理や医療倫理を身につけている」、AP4「看護学の教育、研究、実践の分野で地域社会に貢献する意志があり、牽引することができる」人物であるかを評価する。

なお、学力試験（英語）については、本学の指定する英語検定試験のスコアが本学の定める基準以上である場合は、検定試験結果を提出することで試験を免除し、スコアを本学が決定するみなし得点に換算して合否判定に利用する。

## 8 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編成

博士後期課程の教員組織は、教授8名、准教授3名、講師3名の計14名の専任教員で編成する。博士の学位取得者は、教授が8名全員、准教授が3名全員、講師が3名の計14名であり、教員の専門分野は、看護学系が12名、医学が2名である。教授8名と准教授2名は、既存の修士課程の教員であり、上位に位置する博士後期課程との連続性のある教育を実施することが可能である。

本課程の共通科目、専門科目及び特別研究は、専任教員が担当し、各科目に関係した教育研究業績を有する教授及び准教授が担当する。

共通科目は、各科目の講義内容に応じて、自身の専門分野や教育研究業績にあった専任教員がオムニバス形式で授業を担当する。一部の共通科目については、本学医学部医学科の教員や非常勤講師が専門性を活かして、授業を担当する。

専門科目の生涯発達看護学分野および療養・生活支援看護学分野の2分野の特論と演習は、国際的視野から幅広く看護学を探究する能力を養うため、高度化、専門分化及び多様化していく医療に要求される学識及び深い専門知識や技能を持つ各専門分野の教員が担当する。

研究科目の2分野の特別研究についても、博士課程の理念の一つである自立した研究を行うことができる能力を育成するため、学生の研究活動に対し、専門性に特化した研究指導を行うことができる各専門分野の教員が担当する。

### (2) 教員の年齢構成

博士後期課程の年齢構成は、教授8名、准教授3名、講師3名の計14名で構成し、開設年度（令和6年度）の年齢構成は、60歳代が4名、50歳代が6名、40歳代が3名、30歳代1名である。完成年度（令和8年度）を迎えると、60歳代が4名、50歳代が7名、40歳代が2名、30歳代1名となり、どちらも50歳代を中心とした経験豊かな教員が質の高い教育を行うことが可能な年齢構成である。

本学の定年に関して規定した公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則第20条に教員は満65

歳で定年と規定する（資料 18「公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則」参照）。

本課程の完成年度以降に、教員が定年を迎え、退職した後の教員構成については、継続的な教育及び研究を実施するために、退職する教員の後任は、期間が途切れることなく教員の確保を行う。

また、申請時には本課程の専任教員の一人とすることができなかったが、看護学科及び修士課程の専任教員のうち、4 名が博士の学位取得者、6 名が博士後期課程在学者又は単位修了満期退学者であることから、当該教員が教育及び研究業績を積み、段階的に本課程の教育及び研究指導を担当することができるように育成することで、本課程の教育を継続して実施する体制を構築する。

なお、申請時、精神看護学領域の教授は現在選考中であり、就任後、本課程の専任教員として教育・研究に携わる予定である。

## 9 研究の実施についての考え方、体制、取組

### (1) 研究力向上支援センター

本学では、先端医学研究支援機構に研究力向上支援センターを設置し、URA を配置している。本センターは、本学の研究総合力の一層の向上を図るため、研究の計画段階の入口支援となる、研究助成金獲得面での支援を行う。支援の一環として、科学研究費の獲得支援のため、講習会及び計画調書作成指導並びに科研費獲得セミナーの開催等、科研費申請支援事業を実施し、研究計画調書を作成する際に必要な要点や採択された調書からの分析結果を解説する等、研究活動の支援を実施している。

### (2) 女性研究者・医師支援センター

本学では、女性研究者・医師支援センターを設置し、女性研究者・医師に対する相談事業、女性研究者奨励賞選考、科研費申請事業等、研究・教育活動を活性化させる取組を行っている。その一貫として、子育てや介護、不妊治療といったライフイベントが原因で、一定期間研究の継続が困難あるいは研究時間が十分に取れない女性研究者・医師に対して、研究支援員の配置を行う制度があり、当該センターが支援事業を行っている（資料 19「奈良県立医科大学女性研究者・医師研究活動支援（研究支援員配置）事業規程」参照）。

### (3) 教育研修体制

本学では、研究に係る教育研修を研究推進課及び臨床研究センター等が単独で実施していたが、教員及び学生等の研究者及び研究に携わる者の質向上に向け、大学及び附属病院が統一的・体系的に教育研修を行う体制を令和 4 年度に整備した。

令和 5 年度から教育研修の年間計画を策定し、「臨床研究の概論」、「研究不正と規制」、「臨床研究での役割に応じた責務」、「研究計画立案」、「統計との向き合い方」、「臨床研究の品質管理」を臨床研究を計画・実施するうえで知っておきたいルールや話題である基礎教育と考え、各テーマを年間 2 回ずつ実施することとした（資料 4「教育研修（トピックス編）年間計画」参照）。本教育研修は、研究者及び研究に携わる者全員が年 1 回の受講を必須とし、オンデマンド型の配信も行うことで受講しやすい環境を整えている。また、「医療統計」、「論文作成」、「知財」、「クオリティ・マネジメント」、「研究デザイン」、「ゲノム・再生医療」等の専門性・具体性の高い実践的な知識・技能の修得を目的とした教育研究を実施することとした。

なお、本教育研修内容は、以下 3 点を審議する臨床研究教育検討委員会で議論のうえ、臨床研究の適正な実施の管理及び監督業務を行うことを目的とした臨床研究管理委員会で承認した。

- ① 臨床研究を実施する者、臨床研究に従事する者及び審査委員会委員等を対象とした教育内

容及び研修プログラムの検討等に関すること。

② 臨床研究にかかる教育及び研修の年間計画の策定に関すること。

③ 臨床研究にかかる教育及び研修の検証及び評価に関すること。

## 10 施設・設備等の整備計画

### (1) 大学院生の研究室（資料 20「大学院生第 4 研究室 見取図」参照）

博士後期課程の大学院生のための研究室として、本学看護学科棟 5 階にある大学院生第 4 研究室を整備する。既存の修士課程の研究室が第 1～第 4 研究室であり、第 1～第 3 研究室は、各収容定員が 10 名、第 4 研究室の収容定員は 7 名である。修士課程は、1 学年の定員が 10 名であり、長期履修者や休学者が年間 2, 3 名程度であることから、修士課程の大学院生は最大で 26 名程度のため、既存の第 1～第 3 研究室で収容可能である。このことから、第 4 研究室を博士後期課程の大学院生の研究室とし、本課程は 1 学年の定員が 2 名であることから、十分に収容可能である。研究室には、大学院生用の椅子、机及び書棚を人数分確保する。

### (2) 講義室及び実習室（資料 21「看護学科棟 1～6 階の図面」参照）

博士後期課程の大学院生のための講義室は、既存の医学部看護学科と修士課程の講義室と共有して使用する。

本学看護学科棟内には、約 90 名収容可能な講義室が 3 室（第 1～第 3 合同講義室）、約 40 名収容可能な講義室が 4 室（LL 教室、第 1～第 3 講義室）、約 30 名収容可能な講義室が 1 室（大学院第 1 講義室）、約 10 名収容可能な講義室が 2 室（第 4、第 5 講義室）、及び演習室が 6 室（第 1～第 6 演習室）あり、第 1～第 3 合同講義室、LL 教室、第 1～第 4 講義室及び大学院第 1 講義室には、AV 機器を設置し、講義及び演習を行うための諸室を充分確保している。

また、実習室は、看護学科棟 2 階に成人・老年・在宅看護学実習室及び家庭看護学実習室、3 階に基礎看護学実習室及び母性・小児看護学実習室の 4 室あり、専門領域に応じたシミュレータを設置している。教育研修棟 2 階にスキルスラボを配置し、シミュレータ等の機器を整備している。

看護学科棟 1 階に、第 1、2 学生ホールを設置し、大学院生の休息やグループ討議ができるようなスペースを確保している。

### (3) 図書館（資料 22「主な看護系ジャーナルリスト」参照）

奈良県立医科大学附属図書館管理規定に基づき、図書、視聴覚の資料、その他必要資料を収集・管理し、医師、看護師、本学教職員並びに学生の利用に供している。

書庫には、図書 14 万冊、学術誌 6 千誌を所蔵し、学生及び教職員のニーズに即した医学及び看護学情報の提供に資している。図書については、各講座及び領域の教員の推薦及び学生からのリクエストにより、必要性を精査しながら購入している。また、最新情報を入手するために多くの電子ジャーナルブックを利用できる他、医学・看護学文献データベースや学修・臨床支援ツール等の電子リソースも積極的に導入している。学内の教育・研究成果物を無償で公開する機関リポジトリを設置し、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。図書館 3 階に、グループワーク可能な自習室及び飲食可能なブラウジングルームを配置している。

また、学外から利用可能なサービスとして、図書館で所蔵する図書や雑誌を検索することができる所蔵資料検索と、書誌データベースの検索時、文献の全文を入手することができるリンクリゾルバーを提供している。

### (4) 新キャンパス

奈良県立医科大学の施設は、老朽化した建物が多く、加えて、学生の定員数の増加、大学機能の多様化による講座・領域数の増加などにより、施設が狭隘となっていた。このため、教育・研究部門を新キャンパスへ移転するとともに、現キャンパス附属病院施設の充実を図る「新キャンパス整備基本計画」を平成31年3月に策定した。計画では、医学部看護学科、大学院看護学研究科修士課程、博士後期課程及び医学部医学科1年生の教育・研究施設を約1km南西に位置する新キャンパス（旧奈良県農業研究開発センター敷地）に令和7年から移転する予定である。新キャンパスで整備している施設及び設備等については、以下の①～③も記載のとおりである。

① 大学院生の研究室

新キャンパスの実験研究棟3階に、博士後期課程の大学院生のための研究室を整備する。研究室の収容可能人数は、12名であり、椅子、机及び書棚を人数分確保する予定であり、また、打合せスペースを配置予定である。

② 講義室及び実習室

新キャンパスの実験研究棟2階に博士後期課程のための講義室を配置予定である。諸室の収容可能人数は、12名であり、博士室として、博士後期課程の大学院生のための研究室を整備する。研究室の収容可能人数は、12名であり、AV機器を設置する。また、新キャンパスの講義棟に12名収容可能な演習室を28室設置予定であり、講義及び演習を行うための諸室を充分確保する。

③ 図書館

新キャンパスの講堂図書館に、現キャンパスの図書館から移管するため、利用可能な資料等は、既存の図書館と変更はない。また、設備についても、現行の図書館と変更ないように整備する予定である。

## 11 管理運営及び事務組織

### (1) 大学院看護学研究科博士後期課程委員会同運営委員会

(資料23「奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会」参照)

(資料24「奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程委員会」参照)

奈良県立医科大学大学院学則第35条に基づき、大学院看護学研究科博士後期課程委員会同運営委員会を設置し、博士後期課程の運営に関する事項を審議する。

大学院看護学研究科博士後期課程運営委員会は、看護学研究科長と研究指導教員4名で構成し、主に、カリキュラムの運営、非常勤講師、入学試験、及び福利厚生に関することを審議する。

大学院看護学研究科博士後期課程委員会は、看護学研究科長及び研究指導教員で構成し、学生の入学、課程の修了、学位審査及び学位の授与、授業科目編成並びに福利厚生に関することを審議する。

### (2) 教育研究審議会 (資料25「公立大学法人奈良県立医科大学教育研究審議会規程」参照)

大学組織全体の教育・研究を遂行するため、①学長、②副理事長、③副学長、④教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者、⑤学長が指名する理事、⑥教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員、⑦法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者で組織する教育研究審議会を設置している。

審議会は、学長が議長となり、看護学教育の責任者として、看護学研究科長、看護学科長及び看護教育部長が出席し、委員の過半数が出席しなければ開催できず、議事は出席者の過半数をもって

決する。

また、審議会では、以下の事項について審議している。

- ・中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ・中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ・学則（教育研究に関する部分に限る。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ・教員人事に関する事項
- ・教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ・その他大学の教育研究に関する重要事項

## 12 自己点検・評価（資料 26「奈良県立医科大学大学院看護学研究科教育評価委員会規程」参照）

看護学研究科の教育課程、教育内容及び教育方法の評価に関する事項について協議することを目的として、奈良県立医科大学大学院看護学研究科教育評価委員会を設置する。

本委員会は、外部委員、看護学研究科長、教育開発センター専任教員、看護学研究科指導教員、修士課程の大学院生及び博士後期課程の大学院生で構成する。

## 13 認証評価

本学は令和 2 年度、「一般財団法人 大学教育質保証・評価センター」が実施する大学機関別認証評価を受審し、大学教育質保証・評価センターが定める大学評価基準を満たしていると評価を受けた。詳細については、以下の URL を参照

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kekaku-hyoka/jikohyokasyo.html>

## 14 情報の公表

教育研究活動等の状況に関する情報の公表については、大学の紹介を掲載する「大学案内」や大学の活動を紹介する「学報」等を発行し、ホームページに公開することで、広く社会に情報を公表している。

また、博士後期課程の基本となる医学部看護学科及び看護学研究科修士課程に関するホームページを開設し、看護学科の概要、カリキュラム、取得できる資格、卒業後の進路、看護学研究科の概要及びオープンキャンパスの案内等に掲載している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育活動等の状況について、ホームページで公表している。

### （1）大学の教育研究上の目的に関すること

#### ① 大学の理念

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1\\_1\\_rinen.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1_1_rinen.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

## ② 3つのポリシー

### 1) 看護学科三つのポリシー

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1\\_3\\_kango\\_3policy.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1_3_kango_3policy.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

### 2) 看護学研究科三つのポリシー

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05\\_kangogakukenyuuka\\_3tunoporisi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05_kangogakukenyuuka_3tunoporisi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

## (2) 教育研究上の基本組織に関すること

### 基本組織

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/soshikikikouzu.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 2 教育研究上の基本組織

## (3) 教員情報

### ① 教員の数

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/syokuinkousei.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 3 教員情報

### ② 各教員が有する学位及び業績（教室等一覧 研究者情報データベース）

<https://researchmap.jp/researchers?q=奈良県立医科大学&sort=name.ja.kana&limit=300>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 3 教員情報

## (4) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

### ① 受入れ方針

#### 1) 看護学科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/4\\_1\\_ukeirehoushin.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/4_1_ukeirehoushin.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 4 入学、卒業後の進路の状況

#### 2) 看護学研究科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05\\_kangogakukenyuuka\\_3tunoporisi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05_kangogakukenyuuka_3tunoporisi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

### ② 入学者の数

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/nyuugakusya.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 4 入学、卒業後の進路の状況

### ③ 在学する学生の数

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/gakuseiteiin.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 4 入学、卒業後の進路の状況

### ④ 卒業又は修了した者の数

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/sotugyousyasuu.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 4 入学、卒業後の進路の状況

### ⑤ 進路及び就職等の状況

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/sotugyougo.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 4 入学、卒業後の進路の状況

## (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

### ① カリキュラム・ポリシー

#### 1) 看護学科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1\\_3\\_kango\\_3policy.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1_3_kango_3policy.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

#### 2) 看護学研究科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05\\_kangogakukenkyuuka\\_3tunoporisi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05_kangogakukenkyuuka_3tunoporisi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

### ② 教育要項

#### 1) 看護学科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko\\_kangogakka.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko_kangogakka.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 令和4年度 教育要項

#### 2) 看護学研究科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko\\_kango\\_syushi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko_kango_syushi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 令和4年度 教育要項

## (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

### ① ディプロマ・ポリシー

#### 1) 看護学科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1\\_3\\_kango\\_3policy.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/1_3_kango_3policy.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

#### 2) 看護学研究科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05\\_kangogakukenkyuuka\\_3tunoporisi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/05_kangogakukenkyuuka_3tunoporisi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 1 大学の教育研究上の目的

### ② 卒業又は修了の認定に当たっての基準

#### 1) 看護学科

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/gakusoku.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 5 学則

#### 2) 看護学研究科

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/07\\_daigakuingakusoku.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/07_daigakuingakusoku.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 5 学則

## (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

### ① 校地、校舎等の施設及び設備

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/meisyou.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 7 教育研究環境

② 学生の教育研究環境

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/fuzokutosyokan.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 7 教育研究環境

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

① 授業料

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/binran\\_jyugyouryou.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/binran_jyugyouryou.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 8 授業料、入学料その他の費用

② 入学料

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/2019nyugakuryou.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 8 授業料、入学料その他の費用

③ その他の大学が徴収する費用

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/2019sonota-hiyou.pdf>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 8 授業料、入学料その他の費用

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

① 就学、進路選択に係る支援

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/9\\_1\\_sinrosentakusien.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/9_1_sinrosentakusien.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 9 学生支援

② 心身の健康等に係る支援

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/9\\_2\\_kenkousien.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/9_2_kenkousien.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 9 学生支援

(10) 学位論文に係る評価に当たっての基準

[https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko\\_kango\\_syushi.pdf](https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/kyoikujoho/documents/kyoikuyoko_kango_syushi.pdf)

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 令和4年度 教育要項

(11) その他

① 教育プログラムの特徴・本学の特色ある取組みについて

<https://www.naramed-u.ac.jp/~kaihatsu/>

ホーム > 大学概要 > 教育情報の公表 > 10 教育プログラムの特徴・本学の特色ある取組みについて

② 大学案内

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/nyushijoho/pamphlet-shiryō/daigakupamphlet/index.html>

ホーム > 入試情報 > パンフレット・資料請求 > 大学案内パンフレット

③ 学報

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/shokai/gakuho.html>

ホーム > 大学概要 > 大学紹介 > 学報

④ 看護学科・看護学研究科ホームページ

<https://www.naramed-u.ac.jp/~kangogaku/>

ホーム > 奈良県立医科大学医学部看護学科

## 15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### (1) 教員評価

教員の評価は、奈良県立医科大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程（資料 27「奈良県立医科大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程」）に基づき、全教員を対象として、5年1度実施している。

評価方法は、以下10点の教員が提出した資料に基づき、再任審査委員会で審査を行い、委員会から報告された再任審査結果を教育研究審議で審議、決定を行う。本評価によって、教育及び研究の質の担保を行う。

- (1) 任期中（終了時までの見込みを含む。以下この項において同じ。）の教育活動業績
- (2) 任期中の学術・研究業績
- (3) 任期中の本学組織運営活動に関する報告書
- (4) 任期中の社会的貢献に関する報告書
- (5) 任期中の関連学会等への貢献に関する報告書
- (6) 任期中の診療実績（該当する場合のみ）
- (7) その他前6号の評価に関し必要な資料
- (8) 再任後の活動計画書
- (9) 履歴等変更報告書
- (10) 任期中の学術論文総括表

### (2) ファカルティディベロップメント（FD）（資料 28「奈良県立医科大学 FD 委員会規程」参照）

本学は、教員の教育能力や資質の開発を図る FD 活動を推進するため、平成 20 年から奈良県立医科大学 FD 委員会を設置している。

FD 委員会では、以下6点の事項について協議を行っている。

- 一 授業内容、授業方法の改善・向上に関すること。
- 二 FD に関する研修会の実施に関すること。
- 三 教員への授業アンケート調査の企画・実施・分析に関すること。
- 四 学生による授業評価の企画・実施・分析に関すること。
- 五 卒業生へのアンケート調査に関すること。
- 六 その他 FD の推進に関すること。

また、本学では教育開発センターに IR 部門を置き、アンケート結果や成績等から教育改善のための分析を行っている。その分析結果をもって、必要な研修計画を FD 委員会で審議、決定し、年間 8 回程度研修会を開催している。